

令和 3 年度
塩尻市下水道事業会計
決算審査意見書

塩尻市監査委員

令和3年度塩尻市下水道事業会計 決算審査意見書

この審査は塩尻市監査基準に基づき実施した。

1 審査の種類

地方公営企業法第30条第2項に規定する決算審査

2 審査の対象

令和3年度塩尻市下水道事業会計決算

3 審査の着眼点

決算その他関係書類が法令に適合しかつ正確であるか、かつ下水道事業の経営及び財産運営が適正かつ効率的に執行されているか、また、計数に誤りがないか等を主眼として審査を実施した。

4 審査の主な実施内容

市長から審査に付された決算書類について関係職員から説明を受け、定期監査、例月出納検査等の結果を参考にし、関係諸帳簿及び証書類との照合等の審査を実施した。

5 実施日程及び場所 令和4年6月30日 塩尻市役所4階 全員協議会室

6 審査の結果

審査に付された当事業会計の事業報告書、決算書、財務諸表及びその他の書類は、いずれも地方公営企業関係法令に規定された様式により作成されており、決算書等に記載された計数については、関係諸帳簿及び証書類と照合した結果、誤りのないものと認められた。また、事業の経営成績及び財政状態についても、適正に表示されており、正確であることを認めた。

なお、審査の過程において明らかになった当事業会計の決算概要及び審査の所見は、次のとおりである。

令和3年度塩尻市下水道事業会計

1 事業の概要

本市の下水道事業については、安全で快適な住環境の創出、河川などの公共水域の保全を目的に、持続可能な下水道を目指し、安定的な下水道処理機能の運営、老朽施設等の改修、雨水管渠の整備等の下水道施設の整備を進めてきた。

また、平成17年4月から公営企業会計に移行し、より計画的で、効率的な事業経営及び財政運営が行われるように努めてきたところである。

当年度の事業運営については、不断の下水処理や施設の延命化などによる持続可能な下水道を目指し、下水道施設の機能維持と増進に取り組んだ。また、汚水処理の効率化を図るため、農業集落排水事業岩垂処理区及び本洗馬処理区を公共下水道へ統合した。

管路施設においては、総合地震対策計画に基づく圧送管二条化工事ならびに市街地の浸水を防除するための雨水幹線工事などを、塩尻市浄化センターにおいてはストックマネジメント計画に基づく汚泥処理施設などの更新工事に取り組み、不断の下水処理に努めてきた。

当年度末の下水道の普及状況については、対象区域（認可計画区域）内人口の62,212人に対する処理区域内人口は62,197人で、対象区域内普及率は前年度と同様に99.9%である。また、水洗化人口は60,967人で、処理区域内人口に対する水洗化率は98.0%（前年度比0.1ポイント増）となっている。

前年度決算書の業務報告の数値と比較して、対象区域（認可計画区域）内人口は2,020人（3.4%）の増加、処理区域内人口は2,021人（3.4%）の増加、水洗化人口は2,039人（3.5%）の増加となった。

塩尻市浄化センターにおける当年度の年間処理水量は8,075,461 m^3 で、前年度と比較して118,884 m^3 （1.5%）の増加となった。

また、櫛川浄化センターにおける当年度の年間処理水量は177,396 m^3 で、前年度と比較して1,099 m^3 （0.6%）の増加となり、辰野町分を除いた小野水処理センターにおける当年度の年間処理水量は146,233 m^3 で、前年度と比較して5,502 m^3 （3.6%）の減少となった。

なお、当事業における当年度の年間有収水量は6,729,002 m^3 で、前年度と比較して170,320 m^3 （2.6%）の増加となったため、当年度の有収率は80.1%となり、前年度と比較して0.9ポイントの増加となった。

当年度の建設事業については、公共下水道事業（塩尻処理区）のうち、大門などにおいて汚水支線工事（延長642.5m）の施工により、供用区域面積は0.9ha拡大し、1,400.9haになった。

塩尻市浄化センターでは、汚泥処理施設等の更新を行った。

管路施設の雨水幹線整備事業では、土地区画整理事業に関連し雨水幹線工事を延長464.7m施工した。

また、公共関連特定環境保全公共下水道事業（片丘処理区）において、汚水支線工事を17.4m施工、公共関連特定環境保全公共下水道事業（太田・洗馬処理区）において、マンホールポンプ設置工事及び非常用自家発電機設置工事を2基施工した。また、統合した2つの処理場の改修工事を行った。特定環境保全公共下水道事業（檜川処理区）においては、幹線マンホールポンプ場の非常用自家発電機を1基施工した。

当年度の下水道使用料は、1,488,188,708円（消費税抜きの額。以下、金額の表記の後に「消費税込みの額」という表示がない場合については、同様とする。）で、前年度と比較して40,932,463円（2.8%）の増加となっている。

2 経営の状況

収益的収支については、収入総額は2,808,375,604円（消費税込みの額は、2,957,448,032円）であり、前年度と比較して164,118,385円（6.2%）の増加となった。

これに対して、支出総額は2,469,807,056円（消費税込みの額は、2,572,455,699円）であり、前年度と比較して42,430,965円（1.7%）の増加となり、収支差引額の338,568,548円が当年度純利益となっている。

資本的収支については、収入総額は1,544,901,466円（消費税込みの額は1,586,342,690円）であり、前年度と比較して350,802,086円（29.4%）の増加となった。

これに対して、支出総額は2,508,966,246円（消費税込みの額は、2,596,637,576円）であり、前年度と比較して334,133,998円（15.4%）の増加となり、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1,019,537,886円（消費税込みの額）は、当年度消費税資本的収支調整額46,230,106円、減債積立金216,881,128円、過年度分損益勘定留保資金95,865,273円及び当年度分損益勘定留保資金660,561,379円によって補填されている。

下水道使用料の未収金については、前年度末時点の未収金総額30,698,348円（消費税込みの額）は、農業集落排水事業会計から移行した岩垂処理区及び本洗馬処理区分697,930円を加え、過年度損益修正損による14,650円の減額により、当年度の滞納繰越分未収金は31,381,628円となった。そのうち、23,283,754円（消費税込みの額）が収納され、120,570円（消費税込みの額）が還付され、また、時効等の理由により1,982,798円（消費税込みの額）が不納欠損として処理されて、当年度末時点の滞納繰越分未収金は6,235,646円（消費税込みの額）となった。

これに、当年度末時点の当年度分未収金21,079,780円（消費税込みの額）を加え、当年度末時点の下水道使用料の未収金総額は27,315,426円（消費税込みの額）となった。

これを前年度と比較すると、当年度分は164,330円（0.8%）の減少、滞納繰越分は3,218,592円（34.0%）の減少、総額では3,382,922円（11.0%）の減少となった。

なお、下水道使用料の収納率については、当年度分が98.7%（対前年度比同率）、滞納繰越分が73.8%（対前年度比3.3ポイント増加）で、合計では98.2%（対前年度比0.2ポイント増加）となった。

下水道事業の経営状況は、表1のとおりである。

(表1) 令和3年度下水道事業比較損益計算書(消費税抜きの額)

区 分 科 目	令和3年度		令和2年度		比較増減	前年度比
	金額(A)(円)	構成比(%)	金額(B)(円)	構成比(%)	(A)-(B)(円)	(A)/(B)(%)
収 益 の 部						
総収益	2,808,375,604	100.0	2,644,257,219	100.0	164,118,385	106.2
1 営業収益	1,998,218,054	71.2	1,909,720,364	72.2	88,497,690	104.6
(1) 下水道使用料	1,488,188,708	53.0	1,447,256,245	54.7	40,932,463	102.8
(2) 他会計負担金	506,772,000	18.0	457,882,000	17.3	48,890,000	110.7
(3) その他営業収益	3,257,346	0.1	4,582,119	0.2	△ 1,324,773	71.1
2 営業外収益	810,157,550	28.8	734,536,855	27.8	75,620,695	110.3
(1) 受取利息 及び配当金	0	0.0	1,022,793	0.0	△ 1,022,793	—
(2) 長期前受金戻入	807,963,526	28.8	733,128,035	27.7	74,835,491	110.2
(3) 雑収益	2,194,024	0.1	386,027	0.0	1,807,997	568.4
3 特別利益	0	0.0	0	0.0	0	—
(1) 過年度損益修正益	0	0.0	0	0.0	0	—
(2) その他特別利益	0	0.0	0	0.0	0	—
費 用 の 部						
総費用	2,469,807,056	100.0	2,427,376,091	100.0	42,430,965	101.7
1 営業費用	2,207,579,416	89.4	2,140,231,120	88.2	67,348,296	103.1
(1) 管渠費	96,068,987	3.9	101,188,359	4.2	△ 5,119,372	94.9
(2) 浄化センター費	398,390,559	16.1	425,180,444	17.5	△ 26,789,885	93.7
(3) 小野水処理場費	18,703,045	0.8	21,319,000	0.9	△ 2,615,955	87.7
(4) 檜川処理場費	26,472,533	1.1	22,268,876	0.9	4,203,657	118.9
(5) 水質規制費	6,319,479	0.3	6,588,727	0.3	△ 269,248	95.9
(6) 普及促進費	715,000	0.0	491,700	0.0	223,300	145.4
(7) 業務費	71,293,637	2.9	76,900,910	3.2	△ 5,607,273	92.7
(8) 総係費	44,787,500	1.8	47,826,964	2.0	△ 3,039,464	93.6
(9) 減価償却費	1,489,315,366	60.3	1,431,940,855	59.0	57,374,511	104.0
(10) 資産減耗費	55,513,310	2.2	6,525,285	0.3	48,988,025	850.7
2 営業外費用	261,954,685	10.6	286,696,252	11.8	△ 24,741,567	91.4
(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	261,777,733	10.6	286,481,322	11.8	△ 24,703,589	91.4
(2) 雑支出	176,952	0.0	214,930	0.0	△ 37,978	82.3
3 特別損失	272,955	0.0	448,719	0.0	△ 175,764	60.8
(1) 過年度損益修正損	272,955	0.0	448,719	0.0	△ 175,764	60.8
(2) その他特別損失	0	0.0	0	0.0	0	—
当年度純利益	338,568,548	—	216,881,128	—	121,687,420	156.1

総収益は2,808,375,604円で、前年度と比較して164,118,385円(6.2%)の増加となった。

その内容としては、営業収益が1,998,218,054円で総収益の71.2%を占めている。この内訳は、下水道使用料1,488,188,708円（総収益の53.0%）、他会計負担金506,772,000円（総収益の18.0%）などであった。

営業外収益は、長期前受金戻入807,963,526円（総収益の28.8%）などであった。

総費用は2,469,807,056円で、前年度と比較して42,430,965円（1.7%）の増加となった。

その内容としては、営業費用が2,207,579,416円で総費用の89.4%を占めている。この内訳は、浄化センター費の398,390,559円（総費用の16.1%）、減価償却費の1,489,315,366円（総費用の60.3%）などであった。

営業外費用は、支払利息及び企業債取扱諸費並びに雑支出であり、261,954,685円で総費用の10.6%であった。

このほかに、特別損失として過年度損益修正損の272,955円が計上されている。

この結果、当年度純利益の338,568,548円及び減債積立金の取り崩しに伴い発生したその他未処分利益剰余金変動額216,881,128円が当年度未処分利益剰余金となって、合計555,449,676円が令和4年度に繰り越された。

なお、この令和4年度へ繰り越された未処分利益剰余金は、市議会の議決を経て、338,568,548円が減債積立金に積み立てられ、216,881,128円が自己資本金へ組み入れられる予定である。

下水道事業会計においては、平成20年度決算から令和3年度決算まで、14期連続して利益が計上されたことにより、着実に経営改善が図られてきている。

3 財政の状況

貸借対照表により当年度の財政状況をみると、年度末の資産合計と負債資本合計がそれぞれ36,776,891,806円であり、前年度と比較して1,398,287,571円（4.0%）の増加となった。

(1) 資産について

(表2) 資産の部

区 分 科 目	令和3年度		令和2年度		比較増減 (A) - (B) (円)	前年度比 (A)/(B) (%)
	金額 (A) (円)	構成比 (%)	金額 (B) (円)	構成比 (%)		
1 固定資産	35,687,185,330	97.0	34,692,445,167	98.1	994,740,163	102.9
(1) 有形固定資産	35,666,974,336	97.0	34,670,487,545	98.0	996,486,791	102.9
(2) 無形固定資産	20,210,994	0.0	21,957,622	0.1	△ 1,746,628	92.0
2 流動資産	1,089,706,476	3.0	686,159,068	1.9	403,547,408	158.8
資産合計	36,776,891,806	100.0	35,378,604,235	100.0	1,398,287,571	104.0

ア 固定資産のうちの有形固定資産については、35,666,974,336円となり、前年度と比較して996,486,791円（2.9%）の増加となった。

その内容としては、当年度中に増加した有形固定資産が1,015,150,473円であり、このうちの主なものは、構築物中の排水施設が485,742,701円、処理設備が322,962,620円並びに機械及び装置中の電気計装設備が200,642,353円であった。その一方で、当年度中に減少した有形固定資産が554,592,230円あり、実質的には、当年度中に有形固定資産が460,558,243円（0.8%）増加して61,039,870,860円となったものの、ここから減価償却累計額の25,372,896,524円を差し引くと、有形固定資産（当年度末償却未済高）は35,666,974,336円となり、結果的に、有形固定資産が前年度と比較して増加したものである。

無形固定資産については、施設利用権であるが、年度当初の21,957,622円から当年度減価償却額1,746,628円を差し引いて、当年度末には20,210,994円となった。

イ 流動資産1,089,706,476円は、現金預金が当年度中に272,238,740円（54.8%）増加して769,048,130円となったこと、未収金が当年度中に172,524,568円（124.0%）増加して311,636,446円となったことなどにより、前年度と比較して403,547,408円（58.8%）の増加となった。

(2) 負債及び資本について

(表3) 負債及び資本の部

区 分 科 目	令和3年度		令和2年度		比較増減 (A) - (B) (円)	前年度比 (A)/(B) (%)
	金 額 (A) (円)	構成比 (%)	金 額 (B) (円)	構成比 (%)		
3 固定負債	15,213,104,943	41.4	15,753,260,942	44.5	△ 540,155,999	96.6
4 流動負債	2,107,787,176	5.7	1,763,386,018	5.0	344,401,158	119.5
5 繰延収益	14,519,328,675	39.5	13,679,125,673	38.7	840,203,002	106.1
6 資本金	3,922,992,263	10.7	3,342,839,810	9.5	580,152,453	117.4
7 剰余金	1,013,678,749	2.8	839,991,792	2.4	173,686,957	120.7
負債資本合計	36,776,891,806	100.0	35,378,604,235	100.0	1,398,287,571	104.0

ア 固定負債の15,213,104,943円は、前年度と比較して540,155,999円(3.4%)の減少となった。

その内容としては、企業債が15,163,676,845円、退職給付引当金49,428,098円が計上されている。

イ 流動負債の2,107,787,176円は、前年度と比較して344,401,158円(19.5%)の増加となった。

その内容としては、1年以内に返済予定の企業債1,612,261,911円と未払金483,765,650円などが計上されている。

ウ 繰延収益の14,519,328,675円は、前年度と比較して840,203,002円(6.1%)の増加となった。

その内容としては、長期前受金28,539,376,435円と長期前受金収益化累計額が14,020,047,760円として計上されている。

エ 資本金の3,922,992,263円は、前年度と比較して580,152,453円(17.4%)の増加となった。

オ 剰余金の1,013,678,749円は、前年度と比較して173,686,957円(20.7%)の増加となった。

(3) 経営の効率性及び健全性について

経営の効率性及び健全性の状況及びその推移は、表4のとおりである。

(表4) 経営の効率性及び健全性の状況比率表

区 分	算 式	令和3年度	令和2年度	令和元年度
経 常 収 支 比 率	$\frac{\text{経常収益}}{\text{経常費用}} \times 100$	(%) 113.7	(%) 109.0	(%) 109.4
累 積 欠 損 金 比 率	$\frac{\text{累積欠損金}}{\text{営業収益} - \text{受託工事収益}} \times 100$	—	—	—
有形固定資産 減価償却率	$\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{償却有形固定資産帳簿原価}} \times 100$	41.9	40.3	38.1

ア 経常収支比率は113.7%で、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標である。当該指標は、単年度の収支が黒字であることを示す100%以上となっていることが必要とされている。

イ 累積欠損金比率は、営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金等でも補填することができず、複数年度にわたって累積した欠損金のこと）の状況を表す指標である。当該指標は、累積欠損金が発生していないことを示すことが求められる。

ウ 有形固定資産減価償却率は41.9%で、有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示している。一般的に、数値が100%に近いほど、保有資産が法定耐用年数に近づいていることを示すものであり、将来の施設の改築（更新・長寿命化）等の必要性を推測することができる。

(4) 財務の状況について

財務の状況を示す財務比率及びその推移は、表5のとおりである。

(表5) 財務比率表

区 分	算 式	令和3年度	令和2年度	令和元年度
自己資本構成比率	$\frac{\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{繰延収益}}{\text{負債資本合計}} \times 100$	(%) 52.9	(%) 50.5	(%) 49.4
固 定 比 率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{繰延収益}} \times 100$	183.4	194.2	198.1
固定資産対 長期資本比率	$\frac{\text{固定資産}}{\text{資本金} + \text{剰余金} + \text{固定負債} + \text{繰延収益}} \times 100$	102.9	103.2	103.0
流 動 比 率	$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100$	51.7	38.9	42.3
酸性試験(当座)比率	$\frac{\text{現金預金} + \text{未収金} - \text{貸倒引当金}}{\text{流動負債}} \times 100$	51.3	36.1	41.4

※算式は、会計基準見直し後のもの

ア 自己資本構成比率は52.9%で、この比率が高いほど、自己資本の安定性が高いとされている。

イ 固定比率は183.4%で、この比率は、事業の固定的かつ長期的な安全性の指標であり、100%以下であることが望ましいとされている。

ウ 固定資産対長期資本比率は102.9%で、この比率は、固定資産の調達が資本金、剰余金及び固定負債の範囲内で行われているかどうかを示すものであり、100%以下で、かつ、より低いことが望ましいとされている。

エ 流動比率は51.7%、酸性試験(当座)比率は51.3%で、この比率は、事業の財政的な安定性及び支払能力を示すものであり、流動比率は200%以上が、酸性試験(当座)比率は100%以上が望ましいとされている。

4 審査の所見

- (1) 当事業会計の決算については、工事関係等関係諸帳簿及び証書類は整理され、会計経理も適正に処理されている。当事業の経営及び財政運営については、今後も法令に基づき、適正かつ効率的に執行していただきたい。
- (2) 当年度決算は、前年度と比較すると121,687千円余（56.1%）増加し、338,568千円余の当年度純利益が計上された。

下水道事業会計においては、平成20年度決算から令和3度決算まで、14期連続して純利益が計上されていることから、着実に経営改善が図られてきていると評価するものである。
- (3) 経営の健全性・効率性の分析における経常収支比率については、113.7%で、4.7ポイント前年度を上回り、100%以上を維持している。

しかしながら、今後、少子高齢社会に伴う人口減少のみならず、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響などにより、下水道使用料の減収が見込まれる中、施設の老朽化に伴う更新需要の増大や下水道機能を維持するために必要な管理費の財源確保が必須となるため、更なる経費削減や経営の効率化が必要である。
- (4) 管路施設の延命化等を推進する下水道長寿命化事業では、計画的に管の更生工事が行われており評価できるものである。
- (5) 対象区域内普及率は、前年度と比較すると昨年同様の99.9%であるが、水洗化率は、前年度と比較すると0.1ポイント増加して98.0%となった。

一方で、わずかではあるが未だに対象区域内で公共下水道に未接続の家屋等が散見される状況にある。

対象区域内の公共下水道への接続は、下水道法の規定によって義務付けられていることでもあるので、今後は、積極的にこれを解消することに努め、全戸水洗化の実現に向け、下水道事業を推進していただきたい。
- (6) 塩尻市浄化センター、檜川浄化センター及び小野水処理センターの3箇所の処理場を合計した年間処理水量は、前年度と比較すると114,481 m^3 （1.4%）増加して8,399,090 m^3 であった。

また、3処理場を合計した年間有収水量は、前年度と比較すると170,320 m^3 （2.6%）増加して6,729,002 m^3 で、有収率は、前年度と比較すると0.9ポイント増加して80.1%となっている。

今後も、有収率を下げる要因となる雨水の流入等の状況を調査し、費用対効果に配慮するなかで、引き続き施設の改善に努めていただきたい。
- (7) 下水道料金の収納状況について、当年度中に2,059,528円の不納欠損を行い、当年

度末における下水道使用料の未収金額は27,315,426円となり、これを前年度と比較すると3,382,922円（11.0%）減少している。

当年度分と滞納繰越分を合わせた当年度全体の収納率は、前年度と比較すると0.2ポイント増加して98.2%となっている。

未収金額を減らし、収納率を向上させた担当職員の努力については、相応の評価をするものである。新型コロナウイルス感染症拡大の影響が危惧されるが、今後も、未収金を少しでも減らすとともに、収納率を向上させるため、なお一層の努力をしていただくことを要望する。

また、下水道使用料等の未収金については、その性質から公債権とされているため、不納欠損処理を行うことが、同時に債権放棄をすることになると理解されている。

したがって、未収金の不納欠損処理を行う際には、安易に行わず、対象者の状況を個々に十分に調査し、それぞれとるべき措置を講じたうえでこれを行うよう強く要望する。

- (8) 下水道が主体的に取り組むものとして、処理水質の一層の改善や水源としての処理水導水による流況改善、安定池やせせらぎ水路などの棲み場となる空間の創出などが挙げられる。環境にやさしく、衛生的で快適な暮らしを実現するためには、川や海などの汚れの原因になっている家庭からの排水を「下水道」や「合併処理浄化槽」による汚水処理は必要不可欠である。

本市は信濃川水系の奈良井川上流域に位置している。河川の上流域に存する自治体として、下水道事業においては、引き続き、「下流域にはきれいな水を放流していく。」という使命感を持って取り組んでいただきたい。

- (9) 地方公営企業会計制度については、職員一人ひとりがさらに理解を深め、会計基準による財務諸表の変化や動向を把握し、分析するなど、経営状況を再確認することで、下水道事業の内容を市民や市議会に、わかりやすく説明していくよう努めていただきたい。
- (10) 今後、下水道事業における施設等の新設、改善、維持等にあつては、多額の費用を要することになる中、終息の目途が立たない新型コロナウイルス感染症に伴う影響などにより、新たな経済や社会の変化が急激なスピードで進展する可能性があり、今後、下水道事業を取り巻く環境も厳しくなるものと危惧されるので、「塩尻市下水道ビジョン」及び「塩尻市下水道事業経営戦略」に沿って、健全で、効率的かつ安定的な財政運営や事業経営に努めていただきたい。
- (11) 下水道事業は建設投資額が巨額になるため、財政運営に与える影響は大きく、近年の人口減少、少子・超高齢社会の進行やこれまで整備してきた下水道施設の老朽化に伴う改築・修繕費用の増加など、下水道事業を取り巻く環境はより一層厳しさを増している。管渠や処理場の資産が増えれば、維持管理費の増大、改築更新費の

増大が懸念される。

本市における普及率は99.9%であるが、持続可能な汚水処理運営を図るため、これからは、下水道と合併処理浄化槽の総合的な役割分担といった整備事業展開の方向について検討していく必要がある。

- (12) 経験を積んだベテラン職員の退職等の影響により、技術職員の不足が極めて深刻化し、社会資本の整備・管理に関わる技術者育成や技術の伝承が大きな課題となっている。

公営企業会計の適用や経営戦略の策定等の新たな取組を行う際や、持続的な経営の運営にあたり、人材が不足している技術職の採用については、将来に向けた年齢別構成のひずみを解消するため、引き続き適正な人的資源の確保に努めていただきたい。